

新潟県公安委員会規則第4号

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月17日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和49年新潟県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種別	<u>本部長が専決できる事務</u>	種別	<u>警察本部長が専決できる事務</u>
(略)		(略)	
行政手続法関係	<u>(1) 行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準の設定</u> <u>(1)の2 行政手続法第5条第3項の規定による審査基準の公表</u> <u>(1)の3 行政手続法第6条の規定による同条に規定する期間の設定及び公表</u> <u>(1)の4 行政手続法第7条の規定による申請に対する審査及び補正の要求又は許認可等の拒否</u> (2) (略) <u>(2)の2 行政手続法第12条第1項の規定による処分基準の設定及び公表</u> (3)～(13) (略)	行政手続法関係	<u>(1) 行政手続法（平成5年法律第88号）第7条の規定による申請に対する審査及び応答</u> (2) (略) (3)～(13) (略)
行政不服審査法関係	(1)・(2) (略) <u>(3) 行政不服審査法第74条の規定による調査に対する応答</u> <u>(4) 行政不服審査法第75条第1項本文の規定による申立て</u> <u>(5) 行政不服審査法第78条第1項前段の規定による閲覧又は交付の要求</u>	行政不服審査法関係	(1)・(2) (略)
個人情報	<u>(1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第76条第1項の規定による保有個人情報の開示に係る請求の受</u>		

<p>の 保 護 に 関 す る 法 律 関 係</p>	<p>理</p> <p>(2) 個人情報保護法第77条第3項前段の規定による開示請求書の補正の要求</p> <p>(3) 個人情報保護法第85条第1項前段の規定による事案の移送及び同項後段の規定による事案を移送した旨の通知</p> <p>(4) 個人情報保護法第86条第1項の規定による同項に規定する事項の通知及び意見書を提出する機会の付与</p> <p>(5) 個人情報保護法第86条第3項後段の規定による開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日の通知</p> <p>(6) 個人情報保護法第87条第1項ただし書の規定による文書又は図画の写しによる開示</p> <p>(7) 個人情報保護法第90条第1項本文の規定による保有個人情報の訂正に係る請求の受理</p> <p>(8) 個人情報保護法第91条第3項の規定による訂正請求書の補正の要求</p> <p>(9) 個人情報保護法第94条第2項前段の規定による同条第1項に規定する期間の延長並びに同条第2項後段の規定による延長後の期間及び延長の理由の通知</p> <p>(10) 個人情報保護法第95条後段の規定による同条各号に掲げる事項の通知</p> <p>(11) 個人情報保護法第96条第1項前段の規定による事案の移送及び同項後段の規定による事案を移送した旨の通知</p> <p>(12) 個人情報保護法第97条の規定による保有個人情報の訂正の実施をした旨の通知</p> <p>(13) 個人情報保護法第98条第1項本文の規定による同項に規定する措置に係る請求の受理</p> <p>(14) 個人情報保護法第99条第3項の規定による利用停止請求書の補正の要求</p> <p>(15) 個人情報保護法第102条第2項前段の規定による同条第1項に規定する期間の延長並びに同条第2項後段の規定による延長後の期間及び延長の理由の通知</p> <p>(16) 個人情報保護法第103条後段の規定による同条各号に掲げる事項の通知</p> <p>(17) 個人情報保護法第105条第2項の規定による諮問をした旨の通知（同条第3項において準用する場合を含む。）</p>	
(略)		(略)
新	(1) 新潟県行政手続条例（平成7年新潟	新

<p>新潟県行政手続条例関係</p>	<p>県条例第59号。以下「行政手続条例」という。)第5条第1項の規定による審査基準の設定</p> <p>(1)の2 行政手続条例第5条第3項の規定による審査基準の公表</p> <p>(1)の3 行政手続条例第6条の規定による同条に規定する期間の設定及び公表</p> <p>(1)の4 行政手続条例第7条の規定による申請に対する審査及び補正の要求又は許認可等の拒否</p> <p>(2) (略)</p> <p>(2)の2 行政手続条例第12条第1項の規定による処分基準の設定及び公表</p> <p>(3)～(13) (略)</p>	<p>新潟県行政手続条例関係</p>	<p>(1) 新潟県行政手続条例（平成7年新潟県条例第59号。以下「行政手続条例」という。）第7条の規定による申請に対する審査及び応答</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3)～(13) (略)</p>
(略)		(略)	
<p>新潟県情報公開条例関係</p>	<p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 情報公開条例第17条第3項の規定による諮問をした旨の通知</p> <p>(10)～(13) (略)</p> <p>(14) 情報公開条例第21条第4項前段の規定による閲覧の要求</p>	<p>新潟県情報公開条例関係</p>	<p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 情報公開条例第17条第2項の規定による情報公開審査会に諮問した旨の通知</p> <p>(10)～(13) (略)</p> <p>(14) 情報公開条例第21条第2項の規定による閲覧等の要求</p>
<p>新潟県個人情報保護に関する法律施行条例関係</p>	<p>(1) 新潟県個人情報保護に関する法律施行条例(令和4年新潟県条例第32号。以下「個人情報保護条例」という。)第4条第2項前段の規定による同条第1項に規定する期間の延長並びに同条第2項後段の規定による延長後の期間及び延長の理由の通知</p> <p>(2) 個人情報保護条例第5条後段の規定による個人情報保護法第84条各号に掲げる事項の通知</p> <p>(3) 個人情報保護条例第15条第1項前段の規定による保有個人情報の提示の要求に対する応答</p> <p>(4) 個人情報保護条例第15条第3項の規定による資料の提出の要求に対する応答</p>	<p>新潟県個人情報保護条例関係</p>	<p>(1) 新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。）第16条第1項の規定による開示請求書の受理</p> <p>(2) 個人情報保護条例第16条第3項の規定による開示請求書の補正の要求</p> <p>(3) 個人情報保護条例第21条第4項の規定による開示決定等の期間の延長並びに延長後の期間及び理由の通知</p> <p>(4) 個人情報保護条例第21条第5項の規定による開示決定等の期間の特例の適用及び同項を適用する旨等の通知</p> <p>(5) 個人情報保護条例第22条第1項の規定による事案の移送及び通知</p> <p>(6) 個人情報保護条例第23条第1項の規定による第三者に対する通知及び意見書提出の機会の付与</p> <p>(7) 個人情報保護条例第23条第3項の規定による第三者に対する開示決定をした旨等の通知</p> <p>(8) 個人情報保護条例第24条第3項ただし書の規定による写しによる閲覧</p>

			<p>(9) 個人情報保護条例第28条第1項の規定による訂正請求書の受理</p> <p>(10) 個人情報保護条例第28条第4項の規定による訂正請求書の補正の要求</p> <p>(11) 個人情報保護条例第30条第4項の規定による訂正決定等の期間の延長並びに延長後の期間及び理由の通知</p> <p>(12) 個人情報保護条例第30条第5項の規定による訂正決定等の期間の特例の適用及び同項を適用する旨等の通知</p> <p>(13) 個人情報保護条例第31条第1項の規定による事案の移送及び通知</p> <p>(14) 個人情報保護条例第32条の規定による保有個人情報の提出先への通知</p> <p>(15) 個人情報保護条例第34条第1項の規定による利用停止請求書の受理</p> <p>(16) 個人情報保護条例第34条第3項の規定による利用停止請求書の補正の要求</p> <p>(17) 個人情報保護条例第36条第4項の規定による利用停止決定等の期間の延長並びに延長後の期間及び理由の通知</p> <p>(18) 個人情報保護条例第36条第5項の規定による利用停止決定等の期間の特例の適用及び同項を適用する旨等の通知</p> <p>(19) 個人情報保護条例第37条第2項の規定による個人情報保護審査会へ諮問した旨の通知</p> <p>(20) 個人情報保護条例第45条第1項の規定による開示決定等に係る保有個人情報の提示</p> <p>(21) 個人情報保護条例第45条第3項の規定による資料の作成及び提出</p> <p>(22) 個人情報保護条例第45条第4項の規定による意見書又は資料の提出等</p> <p>(23) 個人情報保護条例第46条第1項の規定による意見の陳述等の申出</p> <p>(24) 個人情報保護条例第46条第2項の規定による閲覧等の要求</p>
(略)		(略)	
銃砲刀剣類所持等取	<p>(1) (略)</p> <p>(1)の2 銃刀法第4条第2項の規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可に係る条件の付与及びこれの変更</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(5)の2 銃刀法第4条の4第3項の規定による措置を執ることを<u>命令</u></p> <p>(6)～(73) (略)</p> <p>(74) 銃刀法規則第93条の規定による<u>保</u></p>	銃砲刀剣類所持等取	<p>(1) (略)</p> <p>(1)の2 銃刀法第4条第2項の規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可に係る条件を付し、及びこれを変更すること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(5)の2 銃刀法第4条の4第3項の規定による措置を執ることを<u>命令</u>すること。</p> <p>(6)～(73) (略)</p> <p>(74) 銃刀法規則第93条の規定による<u>獵</u></p>

縮 法 関 係	管業務廃止等命令書の交付 (75)～(83) (略)	縮 法 関 係	銃等保管業務廃止等命令書の交付 (75)～(83) (略)
(略)		(略)	
道 路 交 通 法 関 係	(1)～(5) (略) (5)の2 道交法第44条第2項第2号の <u>規定による合意及び公示</u> (6)～(42) (略) (43) 道交法第89条第3項前段の規定に よる <u>検査の実施及び同項後段の規定に よる書面の交付</u> (44)～(137) (略) (138) 道路交通法施行規則(昭和35年 総理府令第60号。以下「道交法施行規 則」という。)第6条の3の5の規定に よる高齡運転者等標章の <u>記載事項の変 更の届出</u> の受理 (139)～(147) (略) (148) 道交法施行規則第33条第5項第 2号ニの規定による応急救護処置教習 を行う者の認定 (149)・(150) (略) (151) 道交法施行規則第38条第17項の 規定による講習終了証明書の交付 (152)～(223) (略)	道 路 交 通 法 関 係	(1)～(5) (略) (5)の2 道交法第44条第2項第2号に <u>規定する合意及び公示をすること。</u> (6)～(42) (略) (43) 道交法第89条第2項の規定による <u>技能検査の実施及び自動車の運転に必 要な技能を有する旨を証する書面の交 付</u> (44)～(137) (略) (138) 道路交通法施行規則(昭和35年 総理府令第60号。以下「道交法施行規 則」という。)第6条の3の3の規定に よる高齡運転者等標章の <u>記載事項変更 届出</u> の受理 (139)～(147) (略) (148) 道交法施行規則第33条第4項第 2号ニの規定による応急救護処置教習 <u>指導員の認定</u> (149)・(150) (略) (151) 道交法施行規則第38条第15項の 規定による講習終了証明書の交付 (152)～(223) (略)
(略)		(略)	
重 要 施 設 の 周 辺 地 域 の 上 空 に お け る 小 型 無 人 機 等	重要施設の周辺地域の上空における小 型無人機等の飛行の禁止に関する法律 (平成28年法律第9号)第10条第3項本 文の規定による公安委員会への <u>通報の受 理</u>	重 要 施 設 の 周 辺 地 域 の 上 空 に お け る 小 型 無 人 機 等	重要施設の周辺地域の上空における小 型無人機等の飛行の禁止に関する法律 (平成28年法律第9号)第9条第3項の 規定による公安委員会への通報

の飛行の禁止に関する法律関係	の飛行の禁止に関する法律関係
(略)	(略)

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。